

働き方改革推進支援助成金

「働き方改革推進支援助成金」とは、生産性を高めながら労働時間の削減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的としています。次の5つのコースがあります。

- I 業種別課題対応コース（建設業・運送業等・病院等・情報通信業・宿泊業・砂糖製造業）
- II 労働時間短縮・年休促進支援コース
- III 勤務間インターバル導入コース
- IV 取引環境改善コース
- V 団体推進コース

労働時間削減等の取組



設備投資等



賃上げ



※働き方改革推進支援助成金の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。⇒



対象事業主

- ・労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主であること（取引環境改善コース・団体推進コース除く）
- ・その他（コースにより要件が異なります。詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。）

助成上限額と助成額

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ等加算
I 業種別課題対応コース	25～550 万円	6～820 万円
II 労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200 万円	
III 勤務間インターバル導入コース	50～150 万円	
IV 取引環境改善コース	100 万円	なし
V 団体推進コース	500 万円	なし

上限額又は対象経費の合計額に補助率を乗じた額のいずれか低い額を助成します。

助成対象となる労働時間削減等の取組（必須）

～1 つ以上を実施～

【例】

- ① 月 60 時間を超える 36 協定の時間外・休日労働時間数の縮減。
- ② 年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入。
- ③ 所属労働者の 1/4 を超える労働者を対象とする勤務間インターバルの新規導入。

など

※コースにより異なります。詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

助成対象となる設備投資等（必須）

～1 つ以上を実施～（※1）（※4）

- ① 労務管理担当者に対する研修（※2）
- ② 労働者に対する研修（※2）、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新（※3）
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新（※3）

（※1）交付決定前の取組は支給対象外となります。

（※2）研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

（※3）長時間労働恒常化特例要件に該当する場合は、パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用等が対象となります。

（※4）取引環境改善コース、団体推進コースは、上記と異なります。詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

賃上げ達成時の加算額（任意選択）

労働時間削減等の取組に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を引き上げることで、助成上限額（基本部分）に下記の金額が加算されます。

（常時使用する労働者数が 30 人を超える場合）

引き上げ人数	1～3 人	4～6 人	7～10 人	11～30 人
3%以上引き上げ	6 万円	12 万円	20 万円	1 人あたり 2 万円（上限 60 万円）
5%以上引き上げ	24 万円	48 万円	80 万円	1 人あたり 8 万円（上限 240 万円）
7%以上引き上げ	36 万円	72 万円	120 万円	1 人あたり 12 万円（上限 360 万円）

※ 常時使用する労働者数が 10 人以上 30 人以下の場合は、上記の表の 5%及び 7%以上の引上げについて 2 倍の額となります。

※ 常時使用する労働者数が 10 人未満の場合は上記の表の 5%及び 7%以上の引上げについて 2.5 倍の額となります。

※ 他に割増賃金率の引上げにかかる加算（25 万円、75 万円）もあります。

※ 賃上げ額そのものを助成するものではありません。

利用の流れ

交付申請書を、
沖縄労働局雇用環境・
均等室に提出
締切：11 月 30 日（月）

交付決定後、提出した
計画に沿って取組を実施
事業実施は令和 9 年
1 月 31 日（日）まで

労働局へ支給申請
申請期限は、事業実施予定期間が
終了した日から起算して 30 日後の
日または令和 9 年 2 月 5 日（金）
のいずれか早い日となります。

※ 本助成金は国の予算額に制約されるため、令和 8 年 11 月 30 日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

※ 事業実施期限及び支給申請期限につきましては、一部上記と異なるコース等があります。詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

